

卒業・進級・留年に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、卒業・進級・留年について必要な事項を定める。

(卒業要件)

第2条 本校を卒業するための要件は、次の各号を充足するものとする。

- ① 2年以上在学していること（休学期間は除く）。
- ② 学則第7条に規定する教育課程に定める必修授業科目、所定の選択必修授業科目のすべてを履修し、単位を修得していること。
- ③ 卒業に67単位以上を修得していること。
- ④ 卒業期までに必要な授業料等学納金の全てについて納入を完了していること。

(卒業認定)

第3条 前条に定める卒業要件を具備した者については、学則第16条の規定に基づき、卒業審査会の議を経て、校長が卒業を認定する。

2 卒業が認定できない場合、所定の修業年限を超えて在学する留年とする。

(卒業の時期)

第4条 前2条に基づき卒業を認定された者の卒業時期は、原則として当該本人の第2学年が終了する年の3月とする。ただし、第2学年に留年した者が卒業要件を充足した場合の卒業時期は9月30日とする。

(進級要件)

第5条 進級するための要件は、次の各号を充足するものとする。

- ① 第1学年に1年以上在学していること（休学期間は除く）。
- ② 学則第7条に規定する教育課程に定める第1学年のすべての科目を履修し、単位を修得していること。
- ③ 第1学年に必要な授業料等学納金の全てについて納入を完了していること。

(進級認定)

第6条 前条に定める進級要件を具備した者については、進級審査会の議を経て、校長が進級を認定する。

2 進級が認定できない場合、仮進級もしくは原級留置（進級しないで同じ学年を繰り返し履修すること）とする。

(仮進級)

第7条 仮進級とは、第1学年末までの未履修時間数が30時間未満の者で、一定の条件を満たした場合、第2学年への進級を認める場合をいう。

2 前項に定める一定の条件とは、仮進級後に未履修時間数を履修し、単位を取得できることを誓約できることとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

*卒業に関する規程（旧規程）、留年に関する申合せ（旧規程）を統合。

*規程名称を「卒業・進級・留年に関する規程」に変更。